

国不建振第214号
令和8年1月13日

各建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公印省略)

令和8年度青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰候補者の推薦について（依頼）

国土交通省では、建設マスターに達するまでの技能の向上のインセンティブを与えることを目的として、優秀な技術・技能を有し、今後更なる活躍が期待される青年技能者の方々を対象として、平成27年度より毎年「青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰」（建設ジュニアマスター）を実施しています。

令和8年度においても、本顕彰を実施しますので、別添「令和8年度建設マスター留意事項・書類作成要領」をご参照の上、候補者を推薦いただきますようお願いいたします。

<留意事項>

- ・建設技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることが一層重要となる中、本顕彰においては、建設キャリアアップシステム（CCUS）に登録されている技能者を積極的に推薦いただくことが望ましいと考えております。CCUSゴールドカードを保持されている方については、推薦書類作成に当たり添付書類を省略することが可能で皆様の事務負担の軽減が図られるほか、令和8年3月31日までの間、CCUSの能力評価申請手数料の全額支援措置が講じられます。候補者の推薦に当たりましては、ご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・国土交通省では関係団体とともに、「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」を策定し、全ての人が働きやすく働きがいのある魅力ある建設産業を目指し取組を進めています。建設産業の担い手の確保に当たっては、様々な方に建設業に従事していただけるよう取り組むことが重要ですので、特定の属性に偏らず、様々な立場の技能者が顕彰され、社会的評価を得ることができるよう、女性を含む多様な候補者推薦にご協力をお願いいたします。

<連絡先>

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課
専門工事業・建設関連業振興室業務係
mail : hqt-masuter-suisen@nyb.mlit.go.jp

優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）

- 「ものづくり」に直接従事している建設技能者の中から、特に優秀な技術・技能を持ち、後進の指導・育成に多大な貢献をしている方を国土交通大臣が顕彰するもの。
- 「ものづくり」に携わる方の誇りと意欲を増進させるとともに、その社会的評価の向上を図ることを目的とする。

<制度概要>

- 対象
建設現場において工事施工に直接従事している個人
- 要件
 - ①建設現場業務に20年以上直接従事
 - ②年齢40歳以上65歳以下
(相当の理由がある場合に限り、35歳以上40歳未満及び66歳以上の方も対象)
 - ③自己の責任に関する無事故期間が3年以上

○顕彰基準

- ①技術・技能が優秀であること
- ②工事施工の合理化等に貢献していること
- ③後進の指導育成に努めていること
- ④安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従業者の模範となっていること

○選考方法

都道府県知事、建設業者団体の長又は地方整備局長等からの推薦を受けた方を審査委員会において選考

<被顕彰者数>

- 合計人数
13,316人（平成4年度～令和7年度）
- 直近3年間
452人（第34回・令和7年度）
452人（第33回・令和6年度）
459人（第32回・令和5年度）

青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰（建設ジュニアマスター）

- 技術・技能が優秀であり、将来一層の活躍が期待される方を不動産・建設経済局長が顕彰するもの。
- 建設マスターに達するまでの技能の向上のインセンティブを与え、建設技能者のキャリアアップステージの強化を図ることを目的とする。

<制度概要>

- 対象
建設現場において工事施工に直接従事している個人
- 要件
 - ①建設現場業務に10年以上直接従事
 - ②年齢39歳以下
(相当の理由がある場合に限り、40歳以上の方も対象)
 - ③自己の責任に関する無事故期間が3年以上

○顕彰基準

- ①技術・技能が優秀であること
- ②工事施工の合理化等に貢献していること
- ③将来その活躍が一層期待されること
- ④安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従業者の模範となっていること

○選考方法

建設業者団体の長からの推薦を受けた方を審査委員会において選考

<被顕彰者数>

- 合計人数
1,222人（平成27年度～令和7年度）
※ジュニアマスターは平成27年度に新設
- 直近3年間
119人（第11回・令和7年度）
121人（第10回・令和6年度）
121人（第9回・令和5年度）

青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰要領

(目 的)

- 第一 優れた青年建設現場従業者を広く顕彰することにより、青年建設現場従業者の誇りと意欲を増進させ、これらの者の能力と資質の向上を図るとともにその社会的評価・地位の向上を図り、もって次世代を担う建設現場従業者の確保・育成に資することを目的とする。

(顕彰の対象)

- 第二 顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。
- 一 建設現場業務に直接従事している期間（産前産後休業、育児休業又は介護休業をする前に建設現場業務に直接従事していた者については、当該休業をした期間を含む。）が10年以上の者
 - 二 建設現場業務に直接従事している年齢39歳以下の者。ただし、40歳以上の者についても特段の理由がある場合に限り、対象とする。
 - 三 自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者

(顕彰基準)

- 第三 顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。
- 一 技術・技能が優秀である者
 - 二 技能・技術に関する工夫・改善に努め技術開発・施工の合理化に貢献している者
 - 三 将来その活躍が一層期待される者
 - 四 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者
 - 五 勤務成績、日常行為等において他の建設現場従業者の模範である者

(顕彰の方法)

- 第四 顕彰は、不動産・建設経済局長が顕彰を受ける者に対して顕彰状を授与して行う。

(顕彰の実施)

- 第五 顕彰は、毎年一回行う。

(被顕彰者の決定)

- 第六 被顕彰候補者は、建設業者団体の長が推薦した者から優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会が選考する。
- 2 不動産・建設経済局長は、前項により選考された被顕彰候補者から被顕彰者を決定する。

(欠格等)

- 第七 次の各号に掲げる者については、顕彰の対象としない。
- 一 犯罪の被疑者及び刑事裁判中の被告人
 - 二 刑が確定し、その執行が猶予されている者

三 令和7年5月31日までに刑が確定した者（前号に規定する者を除く。）のうち、
刑の執行終了又は刑の免除を受けてから、禁錮刑以上は10年、罰金刑以下は5年の
年数が経過していない者

四 令和7年6月1日以降に刑が確定した者（第二号に規定する者を除く。）のうち、
刑の執行終了又は刑の免除を受けてから、拘禁刑以上は10年、罰金刑以下は5年の
年数が経過していない者

2 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。

（その他）

第八 この要領に定めるもののほか、顕彰に関し必要な事項については、不動産・建設
経済局長が定める。

附 則

この要領は、平成26年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月9日から施行する。

令和8年度建設ジュニアマスター 留意事項・書類作成要領

I. 留意事項

1. 基準日：令和8年10月1日時点

2. 顕彰対象者

次の(1)から(5)の要件のすべてを充たす方です。候補者の選定に当たって十分ご注意ください。

(1) 審査基準日において、建設現場業務に直接従事している期間が10年以上の者

・1年に満たない端数月は切り捨てます。

(注1) 1. 「建設現場業務に直接従事している」とは、直接工事施工を行うこと及び職長等として現場施工管理を行うことをいいます。

2. 「直接工事施工」とは、建設生産物の施工において機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する業務、建設機械を操作する業務又はその他の技能的な業務に従事することをいいます。

技術者等としての経験が大半であり直接工事施工の経験が全くない者又は研修・実習等に基づくごくわずかな直接工事施工の経験しか有しない者等直接工事施工における卓越した優秀な技能を保有していることを確認できない者は顕彰の対象外となります。

(顕彰の対象外となる者の例)

・就職当初又は就職間もない時期から、直接工事施工に従事することなくもっぱら技術者等(現場代理人、監理技術者、主任技術者、監督見習、工務担当者、事務担当者等)として施工管理業務のみ(工程管理、原価管理、安全管理、品質管理等)や設計業務のみに従事していると認められる者

(注2) 建設現場業務に直接従事した経験のある者が、産前産後休業、育児休業又は介護休業をした場合は、当該産前産後休業期間、育児休業期間、介護休業期間を現場業務従事期間に含めて算出してください。

なお、産前産後休業、育児休業、介護休業をした期間を現場業務従事期間に含めるためには、雇用主の証明(様式自由)が必要です。

・「産前産後休業」とは、産前は6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後は8週間の休業(労働基準法第65条第1項)

・「育児休業」とは、労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)第2条第1号)

・「介護休業」とは、労働者がその要介護状態(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の傷害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)にある対象家族を介護するためにする休業(育児・介護休業法第2条第2号)

(2) 基準日において、年齢39歳以下の者。

- ・40歳以上の者については、技術・技能が特に顕著である等相当の理由がある場合に限り対象となります（**必須：事前相談**）。また、建設マスターの顕彰基準を満たす方は建設ジュニアマスターとして顕彰は行いません。
- ・技能者として活躍されている方（現役）が対象です。
- ・現場業務に直接従事している現役の技能者であれば、経営者等の役職につかれていても構いません。

(3) 基準日において、自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者

- ・1年に満たない端数月は切り捨てます。
- ・推薦書類提出後、基準日までの間に自己の責任に関する事故が発生した場合、必ず建設マスター事務局へ報告をお願いいたします。

(4) 次のすべての要件を充たす者

- ①技術・技能が優秀であること
- ②技術・技能に関する工夫・改善に努め技術開発、施工の合理化に貢献していること
- ③将来その活躍が一層期待されること
- ④工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤ボランティアや勤務成績、日常行為等において他の建設現場従事者の模範である者

(5) 以下に該当しないこと。

- ①犯罪の被疑者及び刑事裁判中の被告人
- ②刑が確定し、その執行が猶予されている者
- ③令和7年5月31日までに刑が確定した者（前号に規定する者を除く。）
のうち、刑の執行終了又は刑の免除を受けてから、禁錮刑以上は10年、
罰金刑以下は5年の年数が経過していない者
- ④令和7年6月1日以降に刑が確定した者（第二号に規定する者を除く。）
のうち、刑の執行終了又は刑の免除を受けてから、拘禁刑以上は10年、
罰金刑以下は5年の年数が経過していない者

注) 反則金等の行政処分はこれに含みません。

※反則金：「交通反則告知書」（青キップ）により告知を受け、告知の際、渡された「納付書・領収証書」により金融機関で納付。これに対し、欠格事項となる道路交通法違反の罰金の場合は裁判所からの略式命令等で検察庁で納付。

3. 注意事項

- ・候補者の選定に当たっては、技能労働者を対象として貴団体独自に実施する優秀施工者表彰制度により表彰を受けた者の中から選定する等、貴団体で独自に策定した選考基準に基づく審査や審査委員会による審査などにより、十分な審査を行っていただくようお願いします。
- ・建設ジュニアマスターは将来一層の活躍が期待される青年（若手）を顕彰するために創設された制度です。制度趣旨を御理解の上候補者の選定をお願いします
- ・本顕彰の趣旨を踏まえ、建設キャリアアップシステムに登録されている技能労働者を積極的に推薦いただくことが望ましいと考えており、選定に当たりましては、ご配慮いただきますようお願いいたします。

補足

CCUS の能力評価申請手数料を全額支援しています！

（一財）建設業振興基金では、令和 8 年 3 月 31 日までの間、能力評価申請手数料の全額支援を行っております。

CCUS 未登録の方や能力評価申請を行っていない方は、この機会に技能者登録や能力評価申請をご検討ください。

URL : <https://www.ccus.jp/p/onestop>

- ・これまでに団体役員（全国レベル）の経験がある者、現在団体役員（全国レベル）である者についても、推薦は差し控えてください。
- ・同一の候補者が複数の推薦団体から推薦される事例が起きております。他の推薦団体の候補者となっていないか必ず確認をお願いします。
- ・本顕彰に国籍要件はありません。2. 顕彰対象者の要件（1）から（6）のすべてを満たしている場合には、日本国籍以外の方の推薦も可能です。

4. 個人情報の取扱い

提出書類に記載された個人情報は、被顕彰者の審査及び顕彰以外の目的には使用しません。ただし、被顕彰者につきましては、顕彰のため原則として、氏名、性別、年齢、居住地（都道府県名・市区町村名）、職種、所属会社名及び所属会社の本社所在地（都道府県名・市区町村名）を報道発表及び国土交通省 HP で公表いたします。

また、建設マスターの活躍の場がさらに広がっていくことを期待して、上記の情報に加えて顔写真、技能功績の概要を行政等の広報誌、ホームページ等への掲載、業界紙への提供等を行う場合があります。つきましては、推薦団体におかれましてはあらかじめ候補者にその旨の同意を得てください。

Ⅱ．書類作成要領

次の書類を下記提出先まで提出してください。

- (1) 推薦書(様式 1 1)
- (2) 令和 8 年度青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰審査表(様式 1 2)
- (3) 推薦基準調書(様式 1 3 - 1)
 - ・ 推薦基準調書添付書類一覧(様式 1 3 - 2)
(添付書類) 資格の証明書、表彰状、作品写真、新聞記事、団体会報等、
推薦基準調書の内容を証明するもの)
 - ・ 工事経歴書(様式 1 3 - 3)
- (4) 会社概要調書(様式 1 4)
- (5) 組織図(様式 1 5)
- (6) 無事故証明書及び刑罰等確認書(様式 1 6)
- (7) 本人確認書類
- (8) 建設キャリアアップカードの写し(カラーコピー) (保有者)
- (9) 候補者本人の写真(様式 1 2 に写真データを貼付)

カラー、上半身、正面、脱帽、正方形の写真、6 月以内に撮影

○書類は電子データ(PDF 及び Excel ファイル)で提出してください。

- ・ すべて A 4 判(台紙に貼る等を行い A 4 判に収めてください)
- ・ 様式 1 1 は推薦団体毎につき正 1 部
- ・ 様式 1 2 ～ 1 6、本人確認書類は1 候補者ごとに 1 つの PDF ファイルにまとめたもの。ファイル名は、「団体名 ジュニア 候補者名(ひらがな表記)」としてください(例：(一社)建設業団体 ジュニア けんせつたろう)。
- ・ 提出方法は、メール送付、大容量ファイル転送サービス(※)、CD-R 等により提出してください。
- ・ 様式 1 2 は必ず Excel ファイルも提出してください。

※ 大容量ファイル転送サービスを利用希望の場合は事前にご連絡ください。事務局よりアップロード用の URL をお送りいたします。(それ以外の大容量ファイル転送サービスでは、国土交通省のセキュリティの都合上、受け取ることができません)

推薦書類提出期限 令和 8 年 3 月 2 5 日(水) (目安)

＜推薦書類提出及び問い合わせ先＞

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課 建設マスター事務局

E-mail; hqt-masuter-suisen@nyb.mlit.go.jp

推薦書（様式 11）

- ・ 1 推薦団体につき**正 1 部**を作成してください（押印不要）。
複数の候補者を推薦する場合には、複数の候補者の氏名をすべて連記してください。

令和 8 年度青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰審査表（様式 12）

- (1) 1 候補者につき**正 1 部**を作成してください。
- (2) 「0. 推薦団体名」
 - ① 推薦団体名
国土交通省から推薦依頼を受けた推薦者が代表を務める当該建設業団体名を記入してください。
 - ② 推薦団体担当者
 - i. 内容について照会した際に対応できる方の氏名を記入してください。
 - ii. 電話番号はできるだけ直通番号を記入してください。
 - iii. 連絡は基本メールで行いますので、E-mail アドレスは必ず記入してください。
- (3) 「1. 候補者に関する事項」
 - ① 氏名 候補者の氏名（本人確認書類の字体）を記入してください（顕彰状の氏名も同じ字体となります。）。
 - ② 年齢 生年月日を記入すると、基準日時点の満年齢が自動的に記入されます。
 - ③ 主たる担当職種
 - ・ 別紙「技能職種名称一覧」左側の太枠内の「職種名」の欄から最もよく当てはまるものを **1 つ** 選び、選択してください。

（注）この職種名は、顕彰後は変更できません。
 - ④ 最終学歴
 - ・ 職業訓練校又は専門学校等である場合には、当該最終学歴の直前の学歴も併せて記入してください。
 - ・ 中退の場合は、直前の学歴も合わせて記入してください。
 - ・ 最終学歴が高等学校、職業訓練校、専門学校の場合は学科まで、大学・短期大学の場合は学部・学科まで記入してください。また、同一の学校において 2 つの学科を修了している場合は建設業に関係の深い学科を最終学歴として記入してください。
 - ⑤ 職歴
 - ・ 「在職期間」とは、在職時期の欄に記入した「自」（始期）から「至」（終期）までの期間であり、現場業務従事期間と、事務・営業等現場業務以外の業務に従事していた期間との合計の期間をいいます。
 - ・ 「現場業務従事期間」とは、在職期間のうち、工事施工期間と、職長等として現場施工管理を行った期間との合計の期間をいいます。
 - ・ 「工事施工期間」とは、現場業務従事期間のうち現場施工管理期間を除き、建設生産物の施工において機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する業務、建設機械を操作する業務又はその他の技能的な業務に従事した期間をいいます。
 - ・ 職歴の会社・職名の欄には、会社での職名を単位として記入してください。
 - ・ 現職については令和 8 年 10 月 1 日をもって終期としてください。
 - ・ 在職期間、現場業務従事期間及び工事施工期間は、1 ヶ月に満たない端数日は切り捨ててください。
- (4) 「2. 所属会社に関する事項」

①会社名（名称）

個人事業主の場合、屋号等を記載してください。

②本社所在地

候補者所属会社本社の所在地を記入してください。

③業種

確定した直近の決算で完成工事高が最も多かった建設業法上の許可業種（29業種のうちの1業種名）を記入してください。

④候補者所属部署

- ・部署名は候補者が所属する部署を課名程度まで記入してください（個人事業主以外は必ず記入）。
- ・住所・TELは本社と異なる場合のみ記入してください。

⑤加入団体

候補者の所属する会社が会員となっている建設業者団体をすべて記入してください。

推薦基準調書（様式13-1、13-2、13-3）

(1) 1 候補者につき**正1部**を作成してください。

(2) 様式13-1の**顕彰基準1から5すべてを満たす者**を顕彰の対象者としていただきますので、これらの要件を充足していることを**具体的、詳細に記入し、記載事項の裏付けとなる関係資料を添付**してください（**関係資料がない場合は顕彰の対象外**）。

なお、関係資料は大量に提出する必要はありません。

①**技術・技能が優秀であること**

- ・候補者の職務内容、役割等を示した上で、その技術・技能の水準、特徴、他の技能者と比較して特に優れていること等を具体的に説明してください。
- ・**技術・技能が優秀であることを示す資料として、**
 - ア技能検定（1級、単一等級）または登録基幹技能者
 - イ技能五輪、全国規模の競技大会出場経歴
 - ウ上記ア、イに準ずる技能を証明する資料（関連する資格など）

のいずれか1つが必要です。

取得資格・免許、競技大会での出場歴等を様式13-2の一覧に記入し、対応する各種合格証書、表彰状等の写しを添付書類として資料番号を付してください。

- ・様式13-2の一覧に記載する以外の添付がある場合は、任意の資料番号を関係資料欄に記入し、当該添付資料に資料番号を付してください。
- ・全国規模の競技大会出場経歴は1団体で開催する競技大会でも結構です。また、全国規模の競技大会がない職種については、地域規模の競技大会の入賞経歴を含むものとします。

※建設キャリアアップシステム（CCUS）ゴールドカード保持者及び登録基幹技能者は、その旨の記載と資格者証の写しを提出すれば、他の取得資格・免許の記載及び資格者証の提出は不要です。

②**技術・技能に関する工夫・改善に勤め技術開発、施工の合理化に貢献していること**

施工手順や施工方法の提案による作業上の創意工夫、新工法・改良工法の現場での導入提案等、候補者が工夫・提案した内容、効果を記載してください。また、チームで行った発案内容については、これに対する候補者の関与の程度を記入してください。

内容、効果の記載にあたっては、できるだけ具体的に記載するとともに、図

等を用いて分かりやすく説明してください。様式13-1に記載しきれない場合は、様式13-1には概要を記載し、具体的な内容は別紙にしてください。関係資料がある場合はあわせて添付してください。

専門用語にはできるだけ注釈を入れるようお願いします。

(資料例) ・手順書、提案書、図面、写真等で具体的にどこをどのように改良したのかが分かるような説明を記載したもの

- ・改良工法の社報、団体報等における発表文
- ・QCサークル大会での発表資料及び表彰状(個人名)等
- ・新工法開発に関する新聞記事、団体会報記事等

特に、これらの改善が特許、実用新案として登録されている場合や、QCサークル大会で入賞している場合等は、その旨明記し、証明資料を添付してください。

③将来その活躍が一層期待される者

将来の技能後継者としてその活躍が見込まれるような内容について記載してください。例えば、①で示した以外の資格の取得、CPD・講習会等への参加、競技大会への参加など技能・技術の向上に向けた取組に意欲的であることを具体的に記載してください。この場合、取得資格・免許、競技大会への出場歴等を様式13-2の一覧に記入し、対応する各種合格証書、表彰状等の写しを添付書類として資料番号を付してください。

様式13-2の一覧に記載する以外の添付がある場合は、任意の資料番号を関係資料欄に記入し、当該添付資料に資料番号を付してください。

④工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること

候補者が安全衛生の向上に貢献されている具体的な内容等を示してください。

様式13-2の「資格・免許等一覧」安全衛生管理に関する資格、「表彰等一覧」に安全衛生に関する表彰等を記入し、各種合格証書、表彰状等の写しを添付書類として資料番号を付してください。

様式13-2の一覧以外の添付がある場合は、任意の資料番号を関係資料欄に記入し、当該添付資料に資料番号を付してください。

(資料例) ・職長教育修了証

- ・安全衛生管理者・推進者等講習修了証
- ・労働基準協会等からの表彰状(個人名)等
- ・団体、元請企業、発注者(施主)からの安全に関する表彰状(個人名)

⑤他の建設現場従業員の模範であること

候補者所属企業に確認し、候補者の勤務の状況、品行、特に推薦する理由について記載してください。

優良従業員表彰等の受賞、地域の道路清掃や海岸清掃ボランティアなど直接の業務関連以外で特記すべき内容がある場合は、あわせて記載してください。

会社概要調書(様式14)

(1) 1候補者につき**正1部**を作成してください(候補者が個人事業者である場合は作成不要)。

(2) 営業種目については、建設業法上の許可業種(29業種区分)のうち、直近の決算における完成工事高の多い順に上位3業種まで記入してください(営業種目の1位は、様式-12の「2. 所属会社に関する事項」の「業種」と同じ業種になります)。

- (3) 法人格の変更、合併又は一部門の別法人化、社名変更等があった場合には、備考欄にその内容を記入してください。

組織図（様式 15）

- 1 候補者につき**正 1 部**を作成してください（建設マスター様式 5 の記入例参照）。
- i. 候補者が従業員等の場合
候補者の所属会社について作成してください。
 - ii. 候補者が個人事業者の場合
取引上最も緊密な元請企業を協力会社として、候補者たる個人事業者との業務上及び施工上の接点を明確に示してください。

無事故証明書及び刑罰等確認書（様式 16）

- 1 候補者につき**正 1 部**を作成してください（押印不要）。

○無事故証明書

- (1) 候補者の所属会社の長等候補者が自己の責任による事故を起こしていないことを把握できる者が証明者となってください。
候補者が個人事業者の場合は、証明者は、取引上最も緊密な元請会社又は建設業者団体としてください。
- (2) 無事故期間は、証明者が証明できる期間について記入してください。
候補者が転職等によりこれまでに複数の建設会社に所属したことがある場合は、候補者が現在所属している会社だけでなく、過去に所属していた会社や建設業者団体を証明者とする無事故証明書も合わせて提出しても差し支えありません。

(注) 無事故期間とは、自己の責任に関する事故が発生していない連続した期間で、無事故証明書作成時点までの期間とします（無事故証明書の期間）（前に所属していた会社の証明書がとれない場合は無事故証明書で証明されている期間のみを無事故期間として認定）。

ただし、所属団体の長等の無事故証明があれば、その期間を無事故 期間として認定します。

○刑罰等確認書

確認者は必ず推薦者（建設業者団体の代表者）にしてください。

刑罰等の有無は推薦者が出来る限りの事実関係を調査し、責任を持って確認してください。

※道路交通法上の行政処分（青キップの反則金を金融機関で納付した場合等）は刑罰等には含まれません。

※所定の年数が経過しており、欠格事項には当たらない刑罰等についても、刑罰「有」とし、刑罰等の内容を具体的に記載してください。

本人確認書類

候補者本人の本人確認書類（住民票、運転免許証又はマイナンバーカード（表面）のいずれか）の**コピー 1 部を添付**してください。住民票の場合、世帯全員を記入したものである必要はありません。

写 真

推薦書類提出 6 月前までに撮影された写真を貼付してください。

作文の募集について

候補者自身のお子さん等を対象に、「ぼく・わたしから見たお父さん・お母さん（おじいさん・おばあさん、おじさん・おばさん）の仕事」というテーマで、作文を募集します。これは、建設技能者を日頃から身近で見ている建設技能者のお子さん等に、建設技能者の仕事について、誇りに思うこと、感じていることを作文にしてもらうことで、建設技能者の仕事の価値を再認識し、建設技能者に対する評価を高めることを目的とするものです。

作文の応募は任意とし、この作文は被顕彰者選考の判断材料とはしません。

応募された作文につきましては、国土交通省ホームページに掲載するとともに、顕彰式当日にパンフレット形式で配布します。

(1) 応募資格

候補者のお子さん・お孫さん・甥御さん・姪御さん（未成年者（令和8年4月1日現在で18歳未満）に限ります）。

(2) テーマ

「ぼく・わたしから見たお父さん・お母さん（おじいさん・おばあさん、おじさん・おばさん）の仕事」

（候補者の仕事に関する作文であれば、題名は自由です）

例えば、

- ・建設技能者として働く候補者を誇りに思ったこと
- ・家庭で建設技能者という仕事について見聞きして感じたこと
- ・建設技能者という仕事について思っていること、感じていること など

(3) 様式・文字数

様式は任意です。原稿用紙又は作文様式2にお書きください（その他も可）。

400字詰め原稿用紙1～3枚程度（400字～1,200字程度）。

手書きの場合は、鉛筆（HB以上）またはボールペンで記入してください。

作文には、本文の前に、題名、氏名（ふりがな）を記入してください。

(4) 応募点数

1人1点（1人の候補者について複数の応募資格者がいる場合は、複数応募していただいても構いません）。

(5) 応募方法

応募用紙（作文様式1）を記載し、候補者の推薦書類とともに提出してください。

提出期限：令和8年3月25日（水）（目安）。

(6) その他

応募された作文はお返しできません。

応募された作文のうち、数点につきましては、顕彰式典当日に紹介させていただきます。また、顕彰制度・被顕彰者の広報活動に利用する場合がありますので、その点をご理解の上ご応募ください。

技 能 職 種 名 称 一 覧

職種名から1つ選択してください



職 種 名	左の職種に含まれるものの例（参考）
躯体工事業関連	
大工	建築大工（木造）、型枠大工、宮大工、フレーマ、その他（墨だし、造作）
とび工	足場とび工、くい打ち工、鉄筋とび工、建築とび工、その他（山留め工、仮設工）
土工	掘削工、土止め工、ずい道掘削工、コンクリート打設工
コンクリート工	コンクリート圧送工、その他（試験工、補修工、特殊、PS工、PS取付工）
鋼構造物工	鉄構工（組立工、スタッド工）、溶接工（アーク、ガス）、軽鉄工、金物工、鋳工
鉄筋工	鉄筋ガス圧接工
仕上工事業関連	
左官工	モルタル練り工、土間押工、研磨工、ボード張り工、吹付工
石工	現テラ工、補石工、はつり仕上工、目地工、石積工
屋根工	かわらぶき工、金属屋根ふき工、スレート工
タイル工	目地工、タイルクリーニング工、タイル選別工
レンガ工	耐火レンガ工、目地工、
ブロック工	建築ブロック工、タイルブロック工、特殊ブロック工
板金工	建築板金工（板金ダクト工）、板金屋根ふき工、とい工、鋳工
ガラス工	ガasket工、ガラスブロック工、合成樹脂工
塗装工	建築塗装工、橋梁塗装工、路面標示工、その他（金属、木工、吹付）
防水工	
内装仕上工	カーペット工、表装工、壁装工、床張り工、縫製工、家具工、ユニット工、インテリア工
建具工	サッシ工、シャッター工、カーテンウォール取付工、鋼製建具工、木製建具、襖工
法面工	芝種子吹付工、コンクリート吹付工、モルタル吹付工、植生工、土羽打工
道路標識設置工	
畳工	
A L C工	A L C板取付工、P C工、P C板取付工
広告物設置工	
設備工事業関連	
電気工	配線工、送電工
配管工	空調配管工、衛生配管工、防災配管工、ガス配管工、ダクト工
機械器具設置工	設備機械工、昇降機技能工、計装工
熱絶縁工	保温工、耐火被覆工
さく井工	
電気通信工	
水道施設工	
消防施設工	
基礎・その他工事業関連	
ウェルポイント工	
アンカー工	P Cアンカー工
ボーリング工	
注入工	グラウト工、薬液注入工
舗装工	アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、ブロック舗装工、道路改良工
しゅんせつ工	グラブ式浚渫機械運転工、ポンプ式浚渫機械運転工、ディッパ式浚渫機械運転工
造園工	植栽工、地被工、景石工、地ごしらえ工、公園設備工、水景工、芝張工、造園修景工
清掃施設工	
トンネル工	トンネル支保工組立工、坑内土工
シールド工	裏込め注入工
潜函工	簾装工
潜水土	
軌道工	保線工
建設機械運転工	機械土工、クレーン運転工、建設機械運転工（海上工事）
推進工	
解体工	木造建築物解体工、コンクリート工作物解体工
はつり工	
切断穿孔工	
橋梁特殊工	
粗朶沈床工	
ひき家工	